

学校いじめ防止 基本方針



令和8年4月

気仙沼市立九条小学校

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺など生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題に対しては、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校は学校教育目標に掲げる「やさしい子（豊かな心）」を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、全ての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのため、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性及び危機意識を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第2条】

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為でない。
- (2) いじめはいじめられた児童の立場に立って対応することを基本とする。
- (3) いじめは人間関係のトラブルでもあるため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (4) いじめは教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (5) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (6) いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (7) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

Ⅱ いじめ防止のための取組

1 教職員による指導の取組

- (1) 人間の尊厳という考え方にに基づき、一人一人の子どもをかけがえのない存在として大切にすることを指導の基本とする。
- (2) 子どもと共に活動することを通して、子どもと子ども、子どもと教師のふれあいと相互理解を図りながら、学級や学年、学校が子供たちの心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、子供たちが互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (3) 自己肯定感や自己有用感を育むため、一人一人が活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (4) 全ての教師が一時間一時間の授業の充実を図り、「みんなが分かる・できる授業」を目指して子ども一人一人の学力を保障するとともに、学習に対する達成感・成就感を味わわせる。
- (5) 子どもの豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (6) 生徒指導主任のリーダーシップの下、全ての教師はあらゆる教育活動の場において「いじめは絶対に許さない。」という姿勢をもつ。
- (7) 生徒指導の年間指導計画にいじめ防止に関する取組を組み入れ、積極的・計画的にいじめ防止のための活動を行う。
- (8) 保護者、地域住民及びその他の関係者と連携を図り、いじめ防止の活動に取り組む。

2 子供に培う力とその取組

- (1) 自他共にかけがえのない存在として互いを理解し合い、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心や生命尊重の心を育む。
- (2) 学級活動や児童会活動などの場を活用して、子ども一人一人がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。
- (4) 「けんこう貯金」や月のめあてに向かうためのスキルの育成等、子ども一人一人が心身の健康のセルフケア力を高め、社会生活スキルの獲得力を目指す。

3 いじめの防止等の対策のための組織的な取組

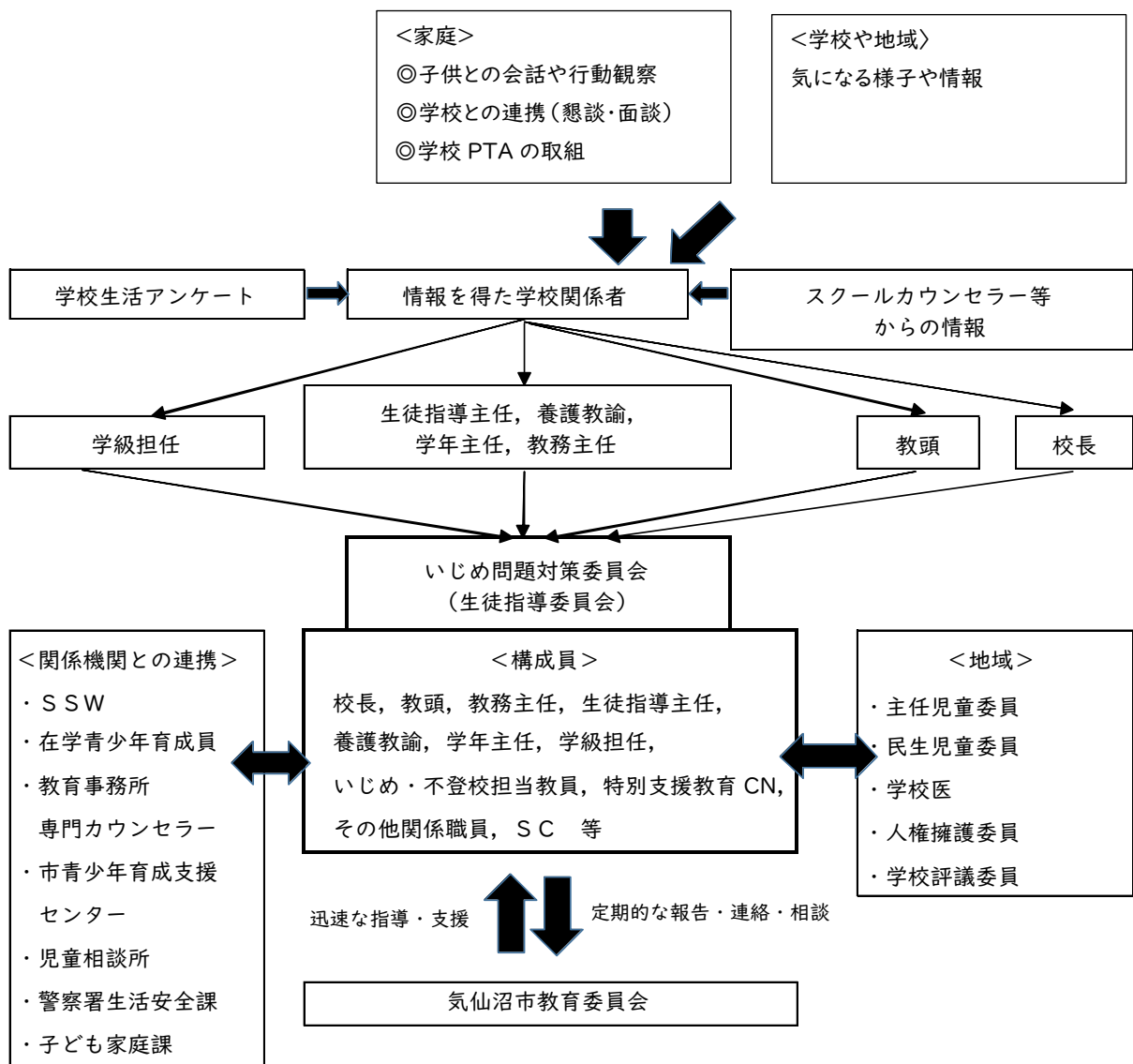
本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ問題対策委員会」を設置する。

構成員

・校長, 教頭, 教務主任, いじめ・不登校対策担当者, 生徒指導主任, 養護教諭, 学年主任, 教育相談担当教員, 特別支援教育コーディネーター

組織図

【いじめ問題対策委員会】



取組内容

- (1) いじめまたはいじめの疑いがあった事案について共通理解を図るとともに、解決の方向性や具体策について話し合う。
- (2) いじめにかかわる研修会の企画立案
- (3) 未然防止, 早期発見の取組
- (4) アンケート及び教育相談の実施と結果報告(各学級・学年の状況報告等)
- (5) いじめ防止にかかわる児童の主体的な活動の推進

開催時期

月1回を定例会とする。いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催とする。

4 子供の主体的な取組

- (1) 福祉・防災委員会等の学校児童会によるいじめCMコンクールへの参加と、その作品を紹介する活動を通して、全校児童への啓蒙を図る。
- (2) いじめ標語コンテストに全校で参加し、それを相互評価しながらいじめについて深く考える。
- (3) 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会行事や縦割り班活動の取組を進める。

5 家庭地域と連携した取組

- (1) 学校いじめ防止基本方針を、ホームページに掲載するなどして広報活動に努める。
- (2) PTAや学校保健、地域懇談等の各種会議でいじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (3) いじめ防止等の取組について、学年懇談等を通じて保護者に協力を呼びかける。
【例】・登校を渋っている、元気がない、体調不良、食欲不振、持ち物がなくなる等、いつもと違う子どもの変化に気付いてもらうための内容 など
・夏休みに行う保護者全員との教育相談で、じっくり情報交換を行う。
・民生児童委員・主任児童委員との懇談会で、いじめの実態や指導方針について説明したりご意見をいただいたりする。

6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめの問題にかかわる校内研修会を年1回(4月か5月)行う。
- (2) 毎月、児童理解について職員会議や生徒指導委員会でテーマを決めて学んでいく。

Ⅲ いじめの早期発見のための取組

1 いじめの早期発見のための教職員の役割

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む子どもが相談しやすいよう、日頃から教職員と子どもが信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、子どもの表情や行動の変化にも注意する。(学級担任は、日記や家庭学習ノート等も活用する)
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、休み時間、放課後においても子どもの様子に目を配るよう努める。
- (4) 遊びやふざけあいのように見えるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気付いたときは、教職員が速やかに予防的介入を行う。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、子どもや保護者との教育相談を行う。

- (1) 子どもを対象としたアンケート調査 月1回
(第1土・日曜日 タブレットPCによる家庭でのアンケート回答)
- (2) 教育相談を通じた子どもからの聞き取り調査 年3回(6月, 11月, 2月)
- (3) 保護者との教育相談(夏休み)
- (4) 困っている児童や保護者との教育相談 随時

3 相談窓口の紹介

いじめられている子どもが、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ちあけることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。本校におけるいじめの相談窓口を下記のとおりとする。

- | |
|--|
| ○日常のいじめ相談(子ども及び保護者)……全職員 |
| ○スクールカウンセラーからの情報……生徒指導主任 |
| ○地域からのいじめ相談……教頭 |
| ○インターネットを通じて行われるいじめ相談…担任・教務主任(気仙沼警察署等との連携担当) |

IV いじめの問題に対する早期対応

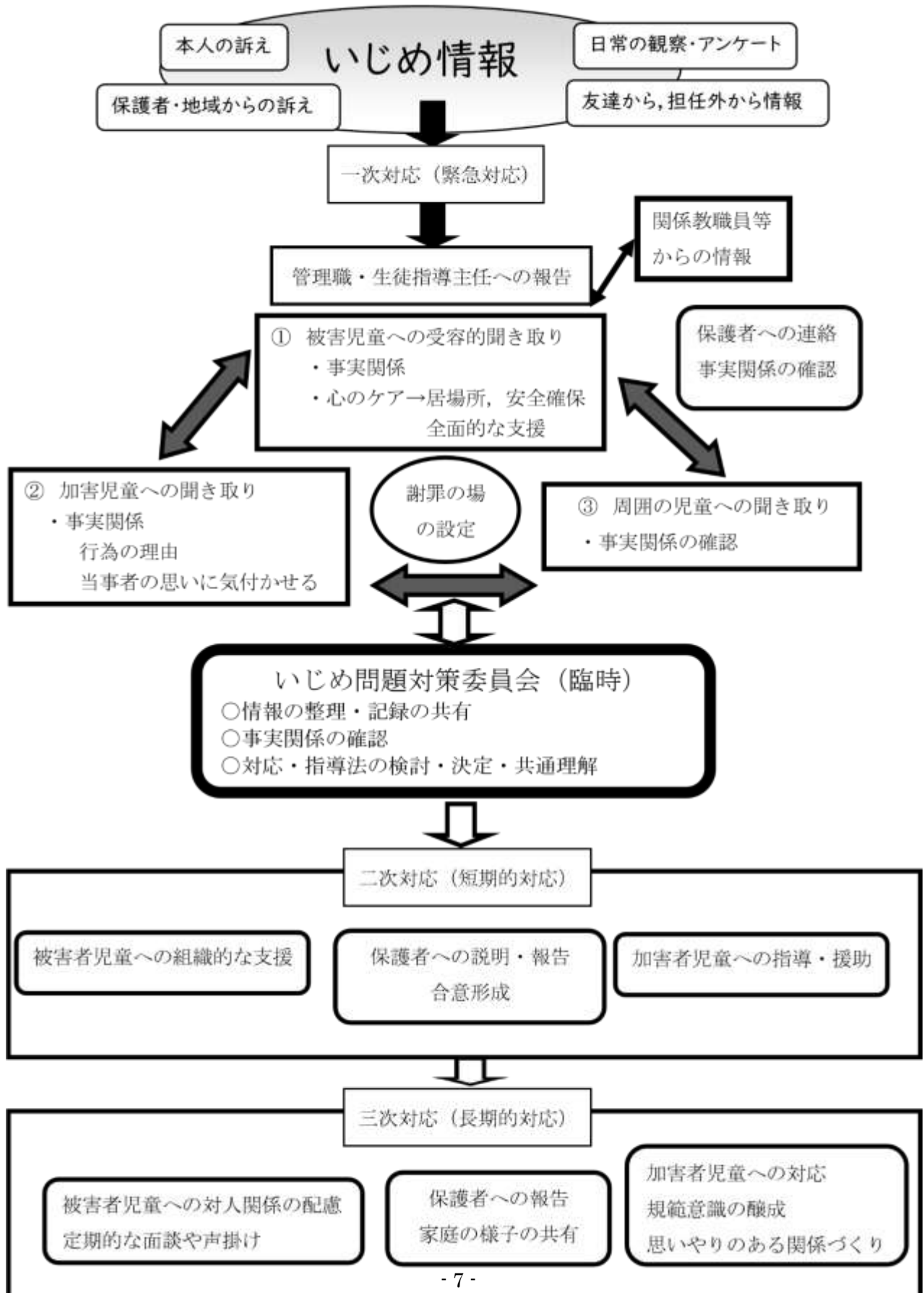
1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている子ども及びいじめを知らせた子どもの身の安全を最優先に考えるとともに、いじている側の子どものには、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上（ルール遵守の意味）等、子どもの人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 情報を共有し、教職員全員の共通理解のもと、保護者の理解や協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ問題対策委員会」を開催し、校長以下全ての教員の情報共有と共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。

3 いじめの発見時の対応の仕方



4 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた子どもに対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を育成する。
- (3) 全ての子どもが、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

5 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、気仙沼市教育委員会及び気仙沼警察署と連携して対応する。

6 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ問題対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、気仙沼市教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 子どもの生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン、ゲーム機等が大部分であることから、家庭の協力を得る。
- (4) 情報モラル講座を開催し、ネット利用の注意点等を理解する場を設定する。

7 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること

いじめられている子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。

- (2) いじめられている子どもが心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

※教職員は、3か月が経過するまでは、状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

行為が止んでいない場合は、改めて、3か月の期間を設定して状況を注視する。

V 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。【いじめ防止対策推進法第28条①】

2 重大事態の報告

- (1) 学校は重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（教育委員会）に報告する。
- (2) 子どもや保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

3 重大事態の調査

■ 学校が調査の主体となる場合

設置者の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対応チーム（いじめ問題対策委員会）」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を学校の設置者に報告する。
- (5) いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。
※関係者の個人情報に配慮する。
- (6) いじめを受けた子ども及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (7) 「いじめ問題対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価し、改善にあたる。

- いじめの未然防止にかかわる取組に関すること
- いじめの早期発見にかかわる取組に関すること